

令和4年度 公文書開示（8月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分（根拠規定）条例7条										非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	存在	存否	1号	2号	3号	4号	5号			6号	7号
1	R4. 7. 27	R4. 8. 5	（請求内容） 7月27日に開催された「東京都廃棄物処理施設の審査に係る専門家会議」の録画データ				1										請求内容に係る公文書（録画データ）は取得しておらず不存在のため。	環境局 多摩環境事務所 廃棄物対策課
2	R4. 8. 3	R4. 8. 15	22環多改土第283号（環境確保条例第117条第1項に基づく土地利用の履歴等調査届出書） 23環多改土第135号（環境確保条例第117条第2項に基づく土地利用状況調査報告書） 25環多改土第52号（環境確保条例第117条第1項に基づく土地利用の履歴等調査届出書） 23環多改土第6号（土壌汚染対策法第3条第1項に基づく土壌汚染状況調査結果報告書） 24環多改土第12号（土壌汚染対策法第3条第1項に基づく土壌汚染状況調査結果報告書） 25環多改土第6号（土壌汚染対策法第3条第1項に基づく土壌汚染状況調査結果報告書） 25環多改完第19号（土壌汚染対策法に基づく措置完了報告書）	7	1													環境局 多摩環境事務所 環境改善課
3	R4. 6. 24	R4. 8. 19	・都内太陽光発電設備導入量（オンサイト設置）の目標更新について ・都内PV目標の引上げ（詳細）	2		1							1	1			（1）東京都情報公開条例第7条第5号に該当 環境審議会答申を踏まえて検討中の太陽光発電（以下「PV」という。）導入に係る情報であり、公にすることにより、再生可能エネルギー電力の利用拡大及びPV導入拡大に関する現在の取組・推進状況の詳細、及び、将来的に推進予定の対象、発電見込み値、支援施策の詳細等、検討中の政策、制度の内容が明らかとなり、都民の間に無用な誤解と混乱を生じさせるおそれがあるため。 （2）東京都情報公開条例第7条第6号に該当 上記の内容が公になることにより、政策、制度の対象となる都民、民間事業者等の関係者へ未成熟な情報が伝達され、今後の再生可能エネルギー電力の利用拡大及びPVの導入拡大に関する事業の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	環境局 気候変動対策部 計画課
4	R4. 7. 1	R4. 8. 23	・会議等議事要旨記録票（議題：供給量調査の実施について（令和4年6月3日）） ・住宅等の一定の中小新築建築物の供給量調査について（協力依頼） ・会議等議事要旨記録票（議題：事業者ヒアリングの実施について（令和4年6月17日）） ・令和4年6月17日に局長報告で使用したヒアリング時の説明資料（制度強化・拡充のポイント2022.6.3時点） ・会議等議事要旨記録票（議題：技術検討会のプレス発表について（令和4年6月23日）） ・令和4年6月23日に部長報告で使用した発表資料案（令和4年7月4日付「東京都新築建築物制度改正等に係る技術検討会（第1回）」の開催について、同別紙）	29	1													環境局 気候変動対策部 環境都市づくり課
5	R4. 7. 1	R4. 8. 23	「都内太陽光発電設備導入に係るヒアリング事業者一覧（令和4年）（計52社）」				1				1			1			・第7条第3号及び第6号に該当 ・本件事業者名は、公表を前提とせずに任意の協力の下、ヒアリングを実施した事業者名であり、公にすることにより、当該事業者に取材が行われたり、都民の間に無用な憶測が飛び交うなどして、事業者の事業運営上の地位が損なわれるおそれがあるほか、それに伴い、実施機関が行う太陽光発電設備導入に係る事業に関して、今後事業者から協力が得られにくくなるなど、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	環境局 気候変動対策部 環境都市づくり課
6	R4. 6. 25	R4. 8. 24	・環境基本計画のあり方及び環境確保条例の改正の中間まとめに関する意見の募集に寄せられた意見	3246	1					1	1			1			・団体・法人名欄及び団体・法人名（フリガナ）欄 東京都情報公開条例7条3号及び6号に該当。 意見を提出した法人等の名称であり、公にすることにより、法人等の事業運営上の地位等が損なわれると認められるほか、意見提出者の名称等は公表しないとの約束の下、意見公募をした本件意見公募事務の信頼が損なわれ、今後の意見公募に係る事務の継続に支障を及ぼすおそれがあるため。 ・氏名欄、フリガナ欄、お名前欄及びお名前（フリガナ）欄 東京都情報公開条例7条2号及び6号に該当。 意見を提出した個人の氏名等であり、特定の個人を識別することができるほか、意見提出者の名称等は公表しないとの約束の下、意見公募をした本件意見公募事務の信頼が損なわれ、今後の意見公募に係る事務の継続に支障を及ぼすおそれがあるため。 ・住所（区市町村名）欄 東京都情報公開条例7条2号又は3号、及び6号に該当。 意見提出者が個人である場合、特定の個人を識別できる情報であり、法人等である場合、法人等の事業運営上の地位等が損なわれると認められるものであるため。また、公表を前提としていない情報であるため、公にすることにより、今後の意見募集に係る事務の継続に支障を及ぼすものであるため。 ・御意見欄で非開示とした部分 東京都情報公開条例7条2号又は3号、及び6号に該当。 意見提出者が個人である場合、特定の個人を識別でき、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、法人等である場合、法人等の事業運営上の地位等が損なわれると認められるものであるため。また、公表を前提としていない情報又は誹謗中傷等であるため、公にすることにより、今後の意見募集に係る事務の継続に支障を及ぼすものであるため。	環境局 総務部 環境政策課
7	R4. 7. 22	R4. 8. 25	令和2年度 自然環境情報収集実態調査委託 報告書 のうち一部分	5	1													環境局 自然環境部 緑環境課
8	R4. 7. 1	R4. 8. 29	「令和元年度 兼業許可申請書及び兼業許可通知書」（環境局分） 「令和2年度 兼業許可申請書及び兼業許可通知書」（環境局分） 「令和3年度 兼業許可申請書及び兼業許可通知書」（環境局分） 「令和4年度 兼業許可申請書及び兼業許可通知書」（環境局分）	29	1					1							・氏名、所属、従事職務内容、報酬及び兼業先名称等の非開示とした部分並びに個人情報を含むため非開示とした部分 ・情報公開条例第7条第2号に該当 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるものに該当するため	環境局 総務部 総務課